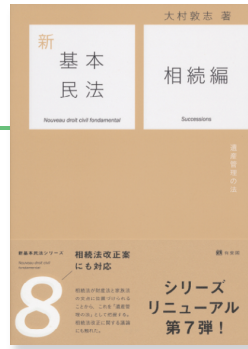


# 新基本民法 8 相続編

## —遺産管理の法

大村敦志

2017年4月発売 / 230頁 / 本体1800円+税  
A5判 / 並製



Book Information

編集  
担当者  
から

続々と発売されている『新基本民法』シリーズ、第7弾は「8 相続編」です。

本書では、民法第5編「相続」を、「遺産管理の法」と捉え把握します。相続において、被相続人の意思と相続人間の衡平とを調整する、という考え方をもとに、相続法を理解していく構成となっています。相続は、被相続人と相続人の二者間だけでなく、相続人が複数いたり、債権者がいたりと関係が複雑ですが、できるだけ分かりやすいように図を用いて解説しています。

相続法改正にも触れており、さらに付録として相続法の改正に関する中間試案（平成28年6月21日）も収録してあります。相続法改正の議論が行われているなかで、今後の相続法がどうあるべきか読者の皆さまの考えるきっかけにもなるうかと思えます。

相続編のカバーは優しいカフェオレ色。カフェオレでも飲みながら、ゆっくり時間を取って相続法を学習してみてください。(N.S.)

Point!

P

2色刷で図も満載です！ 相続法改正にも言及しています。

第3章 遺産分給

みなし相続財産は10億円-2億=8億、これをX・Yが4億円ずつ分けるわけだが、Yの具体的相続分はこれに2億円の寄与分を加えたものとなる。結局、X=4億円、Y=6億円という分け方になる。

寄与分の評価は協議によってなされるが、協議が調わない場合には、家裁がこれを決める（904条の2第2項）。

(2) 限界

寄与分制度の限界に関しては、いくつかの問題があるが、ここでは先文上明らかな点のみ触れておきたい。二つの問題がある。一つは、寄与分は相続人にしか認められないということ（904条の2第1項）。内縁の配偶者・事実上の妻子などに寄与分が認められる余地はない。これらの者の寄与は、相続人不存在の場合の特別縁故者制度を媒介してはじめて問題となる。ただ、相続人以外の者の寄与であってもそれが相続人の寄与として評価可能である場合もある。たとえば、被相続人の長男の妻が被相続人の療養看護に尽くしたという場合には、この貢献を長男の寄与分（妻はその夫の法律補助者）として考慮することが可能である（やや技巧的な構成）。もう一つは、寄与分の上限は相続財産の総額ではなく、そこから遺贈額を引いたものである（904条の2第3項）。つまり、大きな遺贈があると、寄与分の上限はそれだけ下がることになる。寄与分というのは、その程度の権利として認められているということである。それとは別に、寄与分額につき限界があるかどうか、とりわけ遺贈分との関係をどう考えるかについては学説の間に議論がある。

第1節 特別縁故者・寄与分 89

### II 調整の性質

生前の行為と死後の再評価

(1) 中間性：被相続人・相続人の関係

寄与分について説明した際に、被相続人の財産形成への「貢献」と言ってもいろいろなものがあると述べた。たとえば、夫Xが不動産を購入するのに妻Yが資金の半分を提供したという場合(①a)には、わざわざ寄与分と言わずとも、当然不動産は夫婦の共有であるとするか、夫Xに不当利得が生じているとすることも考えられる。この場合には夫の財産の一部は本来は妻に帰属すべきなのであって、寄与分の制度がなくとも清算は可能でなければならないはずである。もっとも、資金の提供が夫Xの贈与であることが明らかな場合(①b)には、清算や返還請求はもはやなしとすることは注しなくてはならない。いずれの場合にも、夫Xと妻Yの法律関係は少なくとも理論上は明確である。

では、妻Yが夫Xの生活費のすべてを負担していたという場合(②a)には、どうだろうか。この場合、夫婦の間には扶助義務・婚姻費用分担義務(702条・700条)が存在するので、この義務の履行である限り（その限度を超えない限り）、返還請求は問題にならないはずである。また、子一人Yが親Xの生活費のすべてを負担していたが、親は生前に財産の一部をその子に与えていたという場合(②b)、二つの給付が対価的な関係に立つならば、これは相互に契約による義務を履行しているというところであり、相続には影響を及ぼさないはずである。

こう見ると、寄与分として評価されるのは、権利として清算・返還請求をなすうままでは言えないが、義務の履行して行ったわけではない。

①a 返還請求

①b 贈与

②a 義務の履行

②b 対価

特別縁故者・寄与分がない場合

①a 返還請求

①b 贈与

②a 義務の履行

②b 対価

相続人以外の者の寄与（相続法改正） 特別縁故者制度は相続人不存在の場合にのみ機能する制度である。しかしながら、遺産形成に寄与した（相続人以外の）者に対して相続財産から一定の財産を分与する必要性は、相続人の有無によって変わることはないとも言える。そこで中間試案では二つの提案がなされている（甲案は請求権者を二親等以内の親族に限る案、乙案は対象行為を無償の労務提供に限る案）。いずれの案も、これらの者を遺産分額に参加させるのではなく、相続人に対して金銭的な請求ができるものである。もっとも、これに対して、特別縁故者制度は特殊な制度であり、相続人不存在であるからこそ相続財産の分配ができるのであり、相続人が存在する場合には並りに同様を考えることはできないとする批判がありうる。